

若年性認知症のある方へ

若年性認知症について

64歳以下で発症した認知症を「若年性認知症」といいます。

若年性認知症の方やその配偶者は、認知症のために仕事に支障が出る、仕事を辞めざるを得なくなるなど、経済的に困難な状況になってしまうことがあります。また、本人や配偶者の親の介護と重なることもあり、その場合、さらに負担が大きくなってしまいます。

原因となる疾患は、若年性認知症では脳血管障害が最も多く、アルツハイマー病が多い高齢者とは異なっています。また、若年性認知症は、頭部外傷、感染症、脳腫瘍、変性疾患等原因が多様であることが特徴です。

利用できるサービスなど

【介護保険サービス（40歳以上が対象）】

◆要介護認定の申請、訪問介護やデイサービスなど

⇒ 問合せ先：介護保険課、大森地域福祉課、調布地域福祉課

◆大田区若年性認知症デイサービス事業

⇒ 問合せ先：下丸子高齢者在宅サービスセンター

【障害者福祉】

◆障害福祉サービス

（障害支援区分の認定が必要な場合があります。）

◆精神障害者保健福祉手帳の取得

・税金や都営住宅入居の優遇、都営交通のパスの発行などが受けられます。

⇒ 問合せ先：各地域福祉課障害者地域支援担当

【就労・経済的支援】

◆就労や経済的に困ったときの相談窓口

⇒ 問合せ先：大田区生活再建・就労サポートセンター

◆ハローワーク

⇒ 問合せ先：ハローワーク大森

◆障害基礎年金、障害厚生年金

⇒ 問合せ先：国保年金課、大田年金事務所

◆自立支援医療（精神通院）

⇒ 問合せ先：各地域福祉課障害者地域支援担当

【その他】

◆成年後見制度

⇒ 問合せ先：大田区社会福祉協議会（成年後見センター）

こんなことに困ったら…

*本人・家族

- 受診を勧められているが本人が拒否
- 会社を退職したので収入がない、不安
- 仕事で失敗が目立ってきた
- 家で何もすることなくブラブラしている
- 専門病院を探している
- 介護に疲れてしまった

*医療・福祉関係者

- 支援の方法が分からない、経験がない
- 情報が見つからない



裏面に相談などができる窓口の一覧があります。

まずはご相談ください



相談・各種申請窓口一覧			
名称	電話番号	所在地	
大田区役所			
大森地域庁舎			
地域福祉課高齢者地域支援担当	5764-0658	大森西1-12-1	
// 障害者地域支援担当 (精神・難病医療費助成)	5764-0696		
// 介護保険担当	5764-0656		
調布地域庁舎			
地域福祉課高齢者地域支援	3726-6031	雪谷大塚町4-6	
// 障害者地域支援 (精神・難病医療費助成)	3726-4139		
// 介護保険担当	3726-4136		
蒲田地域庁舎			
地域福祉課高齢者地域支援	5713-1508	蒲田本町2-1-1	
// 障害者地域支援 (精神・難病医療費助成)	5713-1383		
糎谷・羽田地域庁舎			
地域福祉課高齢者地域支援	3741-6525	東糎谷1-21-15	
// 障害者地域支援 (精神・難病医療費助成)	3741-6682		
国保年金課国民年金係	5744-1214	蒲田5-13-14 (本庁舎)	
下丸子高齢者在宅サービスセンター	3750-8701	下丸子4-25-1	
障がい者総合サポートセンター (さぼーとぴあ)	5728-9433	中央4-30-11	
生活再建・就労サポートセンター (JOBOTA ショボタ)	6423-0251	大森北1-11-1 柳原大森ビル6階	
その他	大田区社会福祉協議会 (成年後見センター)	3736-2022	西蒲田7-49-2
	大田年金事務所お客様相談室	3733-4141	南蒲田2-16-1 テクノポートカマタセンタービル 3階
	ハローワーク大森	5493-8609	大森北4-16-7
東京都の若年性認知症専門のワンストップ相談窓口			
東京都若年性認知症総合支援センター	3713-8205	目黒区碑文谷5-12-1 TS碑文谷ビル1階・3階	



大田区福祉部高齢福祉課高齢者支援担当 (地域包括)
電話 5744-1250 FAX 5744-1522